

平成 22 年度 新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 22 年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 27,889 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,382,002 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 23 年 2 月 21 日 提出

新居浜市長 佐々木 龍

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		527,750	—	527,750
	1. 国庫補助金	527,750	—	527,750
4. 繰入金		1,444,226	22,111	1,466,337
	1. 一般会計繰入金	1,444,226	22,111	1,466,337
6. 市債		2,053,000	△50,000	2,003,000
	1. 市債	2,053,000	△50,000	2,003,000
歳入合計		5,409,891	△27,889	5,382,002

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 建設費		1,959,800	—	1,959,800
	1. 建設事業費	1,959,800	—	1,959,800
4. 公債費		2,777,663	Δ27,889	2,749,774
	1. 公債費	2,777,663	Δ27,889	2,749,774
歳 出 合 計		5,409,891	Δ27,889	5,382,002

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

第2表 継続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 建設費	1 建設事業費	終末処理場改築事業 (汚泥処理設備、消化タンク設備)	490,000	平成21年度	268,000	488,800	平成21年度	268,000
				平成22年度	222,000		平成22年度	220,800
2 建設費	1 建設事業費	管渠等建設事業 (池田雨水幹線)	369,000	平成21年度	66,000	287,000	平成21年度	66,000
				平成22年度	303,000		平成22年度	221,000
2 建設費	1 建設事業費	終末処理場改築事業 (汚泥処理設備、ガスタンク設備)	332,000	平成22年度	123,000	219,500	平成22年度	123,000
				平成23年度	209,000		平成23年度	96,500

第3表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
2 建設費	1 建設事業費	管渠等建設事業	146,518
		単独下水道事業	120,824

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 事 業	千円 2,053,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	千円 2,003,000	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	2,053,000	—	—	—	2,003,000	—	—	—